

令和8年6月1日

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づく情報提供について

株式会社モールス情報システム

◆対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆マージン率は下記の計算式で算出しています。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

◆マージン率に含まれる費用

【社会保険料】

・健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労働災害保険料などの事業主負担分

【有給休暇費用】

・派遣労働者が年次有給休暇を取得する場合、
派遣労働者の賃金を派遣先に請求することは出来ません

【会社運営費】

・健康診断費用、採用費用、就業管理費、事業所運営費用、研修費用、その他

【福利厚生費】

・教育訓練/資格取得費用補助、慶弔休暇、お祝い金、見舞金、社員懇親会費用補助、その他

【営業利益】

・社会保険料、有給休暇費用、会社運営費、福利厚生費、会社の管理担当者の人件費、
採用費用などの諸経費を差し引いたものが営業利益となります。

派遣労働者数	5
派遣先数	4
労働派遣料金（派遣料金の平均額） 1日（7.5時間当たり）の平均賃金	30,816
派遣労働者の賃金（派遣労働者の賃金の平均額） 1日（7.5時間当たり）の平均賃金	18,845
マージン率	38.85%

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

・キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 tel：03-5718-2331

◆弊社では派遣労働者の待遇に決定に係る「**労使協定**」を締結しています。

・労使協定書の有効期間終期 令和9年3月31日
（労使協定は1年毎に更新）